

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款 項 目 節		
工事場所	京都市伏見区深草相深町他地内		
路線名又は河川名等			
工事名	稲荷山トンネル附属設備維持補修（湧水還元設備ポンプ更新）工事		
工期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで		
事業課（所）名	土木管理課	単価使用年月	令和 年 月
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
主工種		単価地区	
前払金支出		調整区分	

京都市 建設局

チェック欄	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

工事概要

機械設備			式	1	
道路排水設備製作	式	1	道路排水設備輸送工	式	1
道路排水設備据付	式	1			

施工理由

本工事は、稲荷山トンネルの湧水還元設備に設置されている原水ポンプ（湧水を除鉄・除マンガン処理工程に送水するポンプ）及び処理水送水ポンプ（除鉄・除マンガン処理後の水の中継タンクに送水するポンプ）が設置から約18年経過しており、老朽化が進んでいるため、更新を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年3月	
歩掛適用年月	2026年3月	
基準適用年月	2026年3月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	A5:道路排水設備	
施工地域等補正	市街地（DID補正）	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）	1.1
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

設計内訳書（本01）

工事名	稲荷山トンネル附属設備維持補修（湧水還元設備ポンプ更新）工事				事業区分 工事区分	機械設備 製作工		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
製作工		式	1					
道路排水設備製作		式	1					
主ポンプ設備		式	1					
原水ポンプ	φ100 0.5m ³ /min 28m 5.5kW	台	2					
フロートスイッチ		個	4					
処理水送水ポンプ	φ65 0.56m ³ /min 7m 1.5kW	台	2					
純製作費		式	1					
工場管理費		式	1					
製作原価		式	1					
据付工		式	1					
道路排水設備輸送工		式	1					
輸送工		式	1					
道路排水設備輸送		式	1				内 1号	

設計内訳書 (本01)

工事名	稲荷山トンネル附属設備維持補修（湧水還元設備ポンプ更新）工事				事業区分 工事区分	機械設備 据付工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路排水設備据付		式	1				
道路排水設備据付工		式	1				
据付(道路排水設備)		式	1				内 2号
直接経費(道路排水)		式	1				内 3号
撤去工		式	1				
撤去(道路排水設備)		式	1				内 4号
スクラップ処分		式	1				内 5号
スクラップ運搬費		t	0.244				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	稲荷山トンネル附属設備維持補修（湧水還元設備ポンプ更新）工事				事業区分 工事区分	機械設備 据付工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
据付間接費		式	1				
据付工事原価		式	1				
設計技術費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	道路排水設備輸送							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
新設工事輸送費(道路排水設備)	100,422km	式	1				単 5号	
新設工事輸送費(道路排水設備)	65,97.7km	式	1				単 6号	
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.710-00001 0.0 0

内 2号	据付(道路排水設備)							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
排水設備据付(道路排水設備)	5.5, 2台, 0面, 2台, 無, 無, 無	式	1				単 7号 原水ポンプ	
排水設備据付(道路排水設備)	1.5, 2台, 0面, 2台, 無, 無, 無	式	1				単 8号 処理水送水ポンプ	
据付補助材料費	道路排水設備	式	1				単 9号 原水ポンプ	
据付補助材料費	道路排水設備	式	1				単 10号 処理水送水ポンプ	
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	直接経費(道路排水)							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	機械経費(道路排水設備)	トラッククレーン, 油圧式4.9t, 8台, 無, 無	式	1				単 11号
	合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.710-00001 0.0 0

内 4号	撤去(道路排水設備)							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	原水ポンプ撤去(5.5kW)		台	2				単 12号
	処理水送水ポンプ撤去(1.5kW)		台	2				単 13号
	合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 5号	スクラップ処分						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
スクラップ へび-H1		t	-0.244				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 稲荷山トンネル附属設備維持補修（湧水還元設備ポンプ更新）工事
工事場所 京都市伏見区深草相深町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

1 本工事の施工に当たっては、「土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）」を準用するほか、「設計図書」、「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」、「特記仕様書（個別工事編）（本仕様書）」及び以下の規程を適用する。

- (1) 機械工事共通仕様書（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）
- (2) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
- (3) 揚排水ポンプ設備技術基準
- (4) 揚排水機場設備点検・整備指針（案）・同解説
- (5) 日本産業規格（JIS）
- (6) 日本電機工業会規格（JEM）
- (7) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (8) その他関係規程

なお、これらの規程は最新のものを用いる。

2 本工事施工現場には、請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（読替えほか）

1 土木工事共通仕様書 1-1-1-1 に記載の「土木請負工事監督・検査諸規程」は「都市計画局建築請負工事監督・検査諸規程」に読み替える。ただし、受注金額が500万円以下の場合、読み替えないものとする。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html>

2 本仕様書において、表が空欄となっている箇所については、当該内容が本工事には該当しないものとして取り扱うこと。

第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第5条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- (1) 出水期（6月16日～10月15日）での現場作業は行わないこと。
- (2) 本工事対象設備は適宜保守管理業者等による点検等の立入りがあため、適宜調整を図ること。
- (3) 本工事の現場作業は、稲荷山トンネル定期夜間通行止め（例年11月前後）の5日間に完了すること。
- (4) トンネル内に入る場合は、入場車両全車両に回転パトランプ（黄）を配備し点灯させ通行させ、作業時は全作業員がLED点滅機能付き反射ベストを着用すること。
監査廊を歩く場合も同様に全作業員がLED点滅機能付き反射ベストを着用すること。

第2条（施工時間）

施工時間は、下表に記載した工種以外は昼間施工とする。ただし、関係各署と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考
全工種			23時00分～4時30分	準備、後片付け時間含む

※ただし、通行止めに影響を与えない作業等については、協議の上、検討する

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
		水中ポンプ①（原水ポンプ）
		水中ポンプ②（処理水送水ポンプ）

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の表3-1-1段階確認一覧表に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別できる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目

第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等

第5条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備考

第6条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度等	備考

第7条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、次の試験項目については、第三者機関かつ各規定に基づく試験のできる業者（又は、これと同等以上の設備を有する公的機関）で試験を実施するものとし、試験の結果は、試験完了報告書等と共に速やかに監督職員に提出するものとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度等	備考

4 建設副産物に関する事項

第1条 (スクラップ)

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（伝票、受入証明書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH1)	京都市南区上鳥羽鉾立町4番地	設計運搬距離 L=3.5km

5 その他事項

第1条（検査書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、完成検査の14日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第3条（電子納品）

本工事は、電子納品の対象とする。電子納品を実施しない場合は監督員の承諾を得るものとする。

第4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条（建築物等の解体作業等における石綿の適切な対応）

- 1 石綿の取扱いに当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和6年2月）」等、関係法令等を遵守する。
- 2 解体又は改修工事に当たっては、全ての部位及び材料について、事前調査を行い、「解体等工事に係る事前調査説明書面」を監督員に提出する。また、大気汚染防止法第18条の15第6項及び石綿障害予防規則第4条の2第1項に基づき提出したそれぞれの「事前調査結果報告書」の写しを監督員に提出する。
分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（最終改正 令和3年12月22日 基発1222第17号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこと。
- 3 石綿含有建材の除去等作業を行うに当たり、作業計画書を作成し監督職員の承諾を得る。
- 4 石綿含有建材の除去等の作業が終了したときは、その結果を書面で報告する。（特定粉じん排出等作業完了報告書）
- 5 なお、現時点で石綿を含むと想定しているものは
 - ない
 - 次のとおりである。想定外の石綿含有材料が判明した場合、監督職員を協議するものとし、設計変更の対象とする。

6 設備工事に関する事項

第1条（工事範囲）

- 1 本工事の範囲は機器及び材料（以下「機器等」という。）の設計、製作、塗装、輸送、据付、試運転調整及び完成検査までの一切とする。
- 2 製作据付機器等及び現地工事は以下のとおりである。
 - (1) ポンプ更新工事（ポンプ配線及びフロートスイッチ更新を含む）
- 3 その他、詳細は工事設計書又は図面による。

第3条（施工計画書等）

- 1 機械工事共通仕様書（案）1-1-1-6 に規定する施工計画書を提出すること。ただし、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
- 2 機械工事共通仕様書（案）1-1-1-18 に規定する施工図を提出し、監督職員の承諾を受けること。ただし、簡易な工事において監督職員の承諾を得た場合は省略することができる。
- 3 施工計画書に記載する計画工程表とは別に、監督職員の求めに応じ、月間工程表又は3週工程表等の詳細な工程表を提出すること。
- 4 機械工事共通仕様書（案）1-1-1-47 に基づき、官公庁等への届出等を行った場合は、その許可又は承諾等の書面の写し又は原本を監督職員に提出すること。
- 5 別紙「現場条件詳細」を参照すること。
- 6 ポンプ①及びポンプ②更新時は、必ずポンプ1台はフロートスイッチの動作により通常稼働できるように計画すること。
- 7 フロートスイッチの設定寸法は、既存寸法を確認のうえ既存同等とすること。
- 8 ポンプ①及びポンプ②の配線接続箇所は、ポンプ直近の接続箱内とする。

第4条（機器仕様）

1 機器仕様

更新又は整備する機器の仕様は概ね以下のとおりとし、その他詳細は図面によるものとする。

機器名	仕 様	数 量	備 考
水中ポンプ① (原水ポンプ)	φ100 0.5m ³ /min 28m 5.5kW 2P 三相 440V 60Hz 羽根車材質 SCS13 水中ケーブル 20m ストレーナ材質ステンレス スライディングガイド LL100 用 塗装仕様(ジंकリッチ 20μm以上/1回、エポキシ樹脂塗装 70μm以上/2回)	2	【参考既設品番】 荏原製作所 100DS65.5 吐出配管、吊下げ鎖、着脱装置(スライディングガイド以外)は既設再利用とする
	付属品:フロートスイッチ(ケーブル 10m)	4	
水中ポンプ② (処理水送水ポンプ)	φ65 0.56m ³ /min 7m 1.5kW 2P 三相 440V 60Hz 羽根車材質 SCS13 ケーシング FC200 主軸 SUS420J2 保護装置オートカット 水中ケーブル 20m スライディングガイド P65 塗装仕様(3回塗りエポキシ樹脂塗料 黒茶黒375μm)	2	【参考既設品番】 新明和工業 A652-P65 吐出配管、吊下げ鎖、着脱装置(スライディングガイド以外)は既設再利用とする

- 2 機器の各仕様のうち主要なものを満足し、監督職員が同等以上の機能を有すると認めたものについては、これを採用することができる。
- 3 機器を製作する前に、機器承諾図を2部提出し、監督職員の承諾を得ること。
- 4 機器承諾図には必要に応じて仕様を満足していることを示す計算書、詳細図その他資料を添付すること。
- 5 機器承諾図の記載内容が設計図書の変更を必要とする場合、当該部分については監督職員と協議すること。
- 6 機器承諾図の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によっては受注者の責務が免責又は軽減されるものではない。

第5条（設備工事一般事項）

- 1 本条は一般事項を記載するものであり、今回工事に該当する項目のみ適用する。
- 2 本特記仕様書、添付図面に記載する仕様は、設計仕様であり、詳細な仕様を決めるものではない。
- 3 事前に十分な現場調査を行い、綿密な作業計画を立てること。
- 4 詳細な施工範囲及び詳細図等の作成は工事設計書、添付図面によるが、明示されていない事項については、監督職員と協議すること。
- 5 資格を要する施工・作業には必ず有資格者を従事させる必要がある。施工計画書に資格者証の写しを監督職員に提出すること。
- 6 撤去品の仮置場及び処分は監督職員の承諾事項とする。
- 7 施工に際して周辺の既設機器等に損傷を与えないよう、必要な養生を施すこと。
- 8 工事中に稼働休止となる既存機器について、点検等による操作の混乱が生じないように現場の状況に合わせて、適切な表示（操作禁止札の貼付等）を行うこと。また、これらの作業を行った際は速やかに監督職員に連絡すること。
- 9 既設機器を改造する必要が生じた場合や設計図書に指定した以外の配線配管類を更新する必要がある場合には、速やかに監督職員と協議を行うこと。
- 10 屋外の配管、配線の支持は、SUS製又は溶融亜鉛メッキ製の金物、ボルト・ナット、アンカーボルトを使用すること。また、屋内であっても常に乾燥した環境でない箇所については、屋外と同様の防錆対策を行うこと。
- 11 配管配線類の寸法や経路は受注者自身で再検討すること。
- 12 機器等の搬出入に当たり、輸送方法、輸送ルートは所轄警察署及び道路管理者等と協議のうえ決定すること。特に重量物を取り扱う場合は、十分な安全対策を検討し、施工計画書に記載すること。
- 13 工事に要する仮設資材、機械器具、電力、用水等は受注者の負担とする。
ただし、湧水還元設備内で工事に使用する水（飲料水ではない）は、供給するものとする。

第6条（完成図書）

- 1 設備管理用の完成図書を2部提出すること。
- 2 完成図書は以下の構成を標準とする。ただし、監督職員との協議により、一部の省略や構成変更をすることができる。
 - (1) 完成図、機器完成図、施工図
 - (2) 機器性能試験成績書
 - (3) 施工管理記録、試運転調整記録、社内検査報告書、総合試運転調整記録
 - (4) 取扱説明書
 - (5) 付属品（工具類及び予備品等。予備の塗料については、特に監督職員の指示のない限り不要とする。）
 - (6) 各種保証書
 - (7) 関係官公庁等への届出等書類
 - (8) 完成写真（工事対象設備の全景又は代表部分を工事完成後に撮影した写真）
 - (9) その他、監督職員の指示するもの

第7条（電気工事一般事項）

- 1 本条は電気工事を行う場合に適用する。
- 2 電気配管工事を行う場合は次の各号による。
 - (1) 厚鋼電線管は溶融亜鉛めっきを施したものを標準とする。
 - (2) 電線管の端部及び内部は、配線の被覆に損傷を与えないよう滑らかなものであること。
 - (3) 機器への接続は端末可とう管等による。
 - (4) 必要箇所にプルボックス等を設けること。
 - (5) 工事施工前に撤去及び敷設電線管リストを作成し、承諾を得ること。
- 3 電気配線工事を行う場合は次の各号による。
 - (1) 電線の寸法は内線規程に準拠するものとする。
 - (2) 配線の両端部等に回路種別、行き先等を記した札を設けること。
 - (3) 配線は管内で接続してはならない。
 - (4) 工事施工前に敷設ケーブルリストを作成し、承諾を得ること。

第8条（盤工事一般事項）

- 1 本条は盤を製作・設置する場合に適用する。
- 2 特記仕様書その他に記載の盤の寸法、形式等は参考であり、多少の変更は可能である。ただし、列盤設置するものについては高さ、形式等を統一すること。
- 3 表示灯は原則としてLEDとし、配色等は打合せによる。
- 4 電流計には定格値に赤指針を設けること。ただし、定格値がない場合はこの限りでない。
- 5 変流器の変流比が2種類になる場合には、電流計目盛を二重目盛とすること。
- 6 補助継電器類、タイマー等は原則としてプラグイン動作表示灯(LED)付で、容易に交換できるものを使用すること。
- 7 継電器等のソケット差し込み機器は、原則として保持金具を取り付けること。
- 8 タイマー等は設定値を容易に変更できるものであること。
- 9 盤名称銘板は非照光式とし、盤内照明はドアスイッチにより点灯・消灯するものとする。
- 10 押ボタンスイッチはモーメンタリ動作形（自己復帰形）とすること。なお屋外露出押ボタンには防雨対策を施すこと。また、配色等については打合せによる。
- 11 計器類は原則として広角形1.5級（周波数計、力率計を除く）とすること。ただし中央監視操作盤についてはデジタル表示としてもよい（ばらつきが最小になるような対策を施すこと）。
- 12 ランプテストボタンにより盤面の全ての表示灯（故障、状態等）が点灯するものとする。
- 13 盤1面あたりの付属品は以下のとおりとする。

(1) LED	: 各色ごとに現用の10%以上、最低1個以上
(2) 補助継電器	: 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
(3) 限時継電器	: 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
(4) 液面継電器	: 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
(5) その他継電器類	: 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
(6) 設定器	: 各種ごとに現用の10%以上、最低1個以上
(7) 制御回路ヒューズ	: 各種ごとに現用の100%以上
(8) 電力ヒューズ	: 各種ごとに現用の100%以上
(9) 遮断器類	: 各種ごとに1個以上
(10) 電磁接触器類	: 各種ごとに1個以上
(11) 予備品箱	: 必要数量
(12) 操作フローパネル	: 1個（全体で）
(13) チャート記録紙	: 各種ごとに最低1年以上
(14) インク・インクリボン	: 各種ごとに最低1年以上
(15) その他	: 必要数量
- 14 屋外精密機器の取付はその機器が防雨仕様であっても直接風雨にさらされることのないよう適切なカバーを設けること。また機器に指示計等がある場合はそれが確認できるよう透明網入りガラス又はポリカーボネート等による窓を設置すること。
- 15 屋外機器の据付、あるいはそのカバーにはSUS製又は溶融亜鉛めっき処理されたボルト・ナットを使用し、十分な防錆対策を施すこと。
- 16 通気口等の開口部には虫等の侵入を防ぐ対策を施すこと。

- 17 盤は維持管理しやすく、施錠できる構造であること。また、盤面の機器類は誤操作しにくい構造であること。
- 18 盤の塗装膜厚の検査基準は受注者の社内基準によることとする。検査要領書、判定基準等を事前に提出し、承諾を得ること。
- 19 雷サージによる故障防止、保護対策を充分に行うこと。
- 20 新設盤の基礎工事は本工事に含む。

第9条 本工事（又は業務委託）は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- 1 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- 2 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- 3 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- 4 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- 5 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- 6 打合せはWeb 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

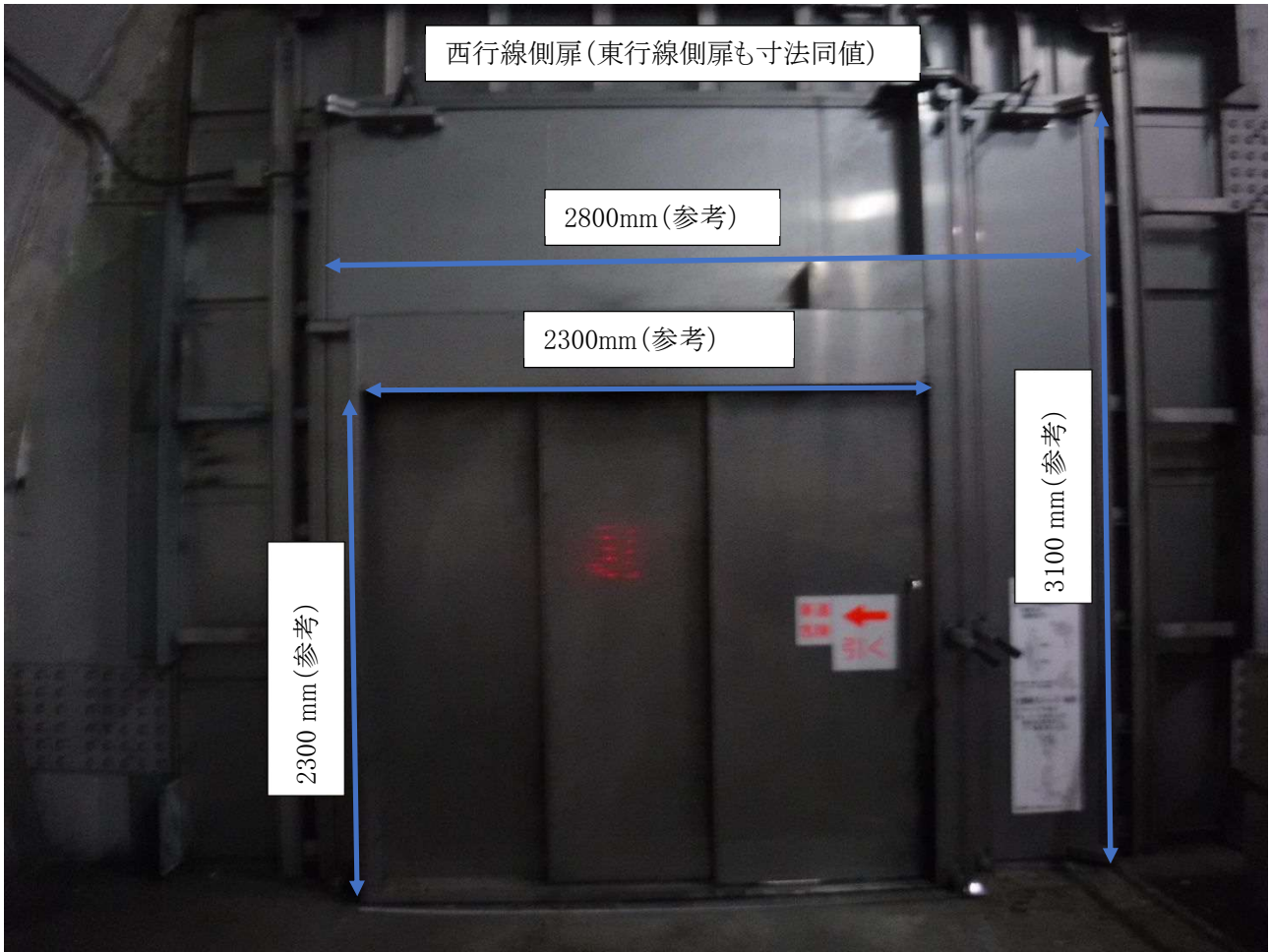
なお、工事（又は業務委託）の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第10条（その他特記事項）

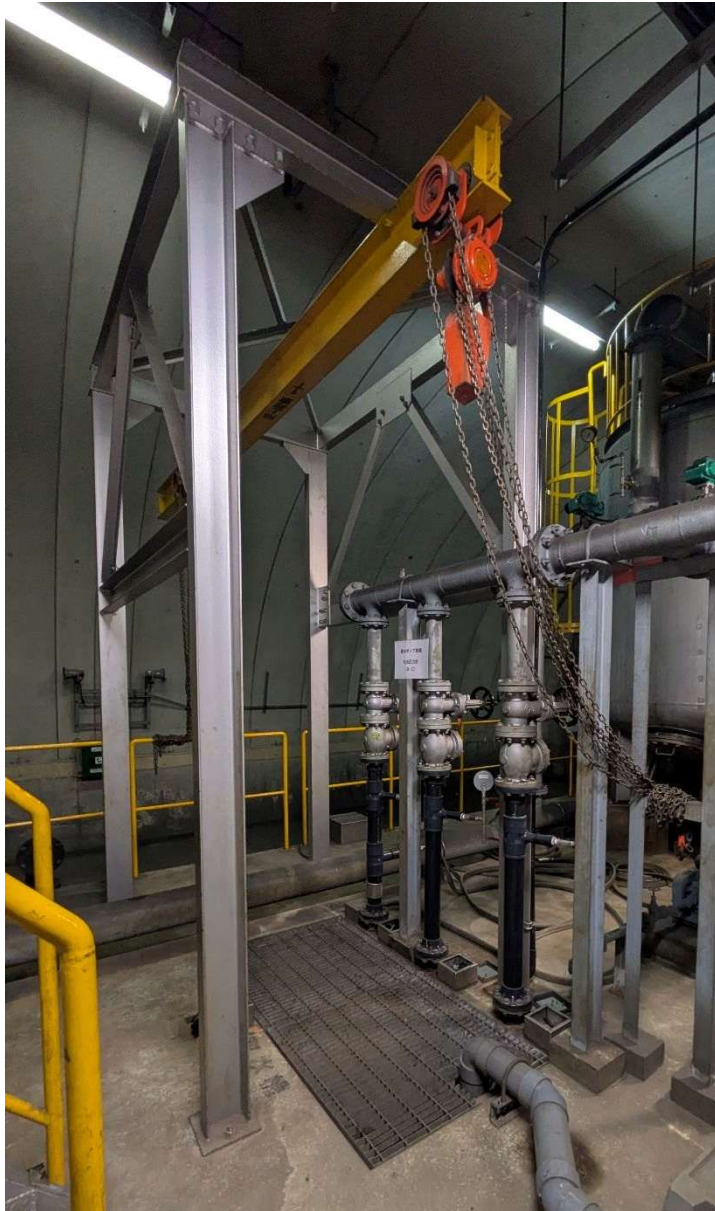
- 1 現場工事に際して、車両にはパトランプ（黄）を設置し、また、作業員についてはLED点滅機能付き反射ベストを着用すること。
- 2 当現場の資機材を使用する必要がある場合は事前に監督職員の承諾を得ること。湧水還元設備内を資材置場としてもよいが、緊急時に車両が通行できるように東行と西行をつなぐ通路を確保すること。
- 3 工事期間中、十条換気所内のトイレを借用してもよい。
- 4 元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、以下の期間については工事現場への専任は要しない。
 - ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
 - ・工場製作のみが行われている期間

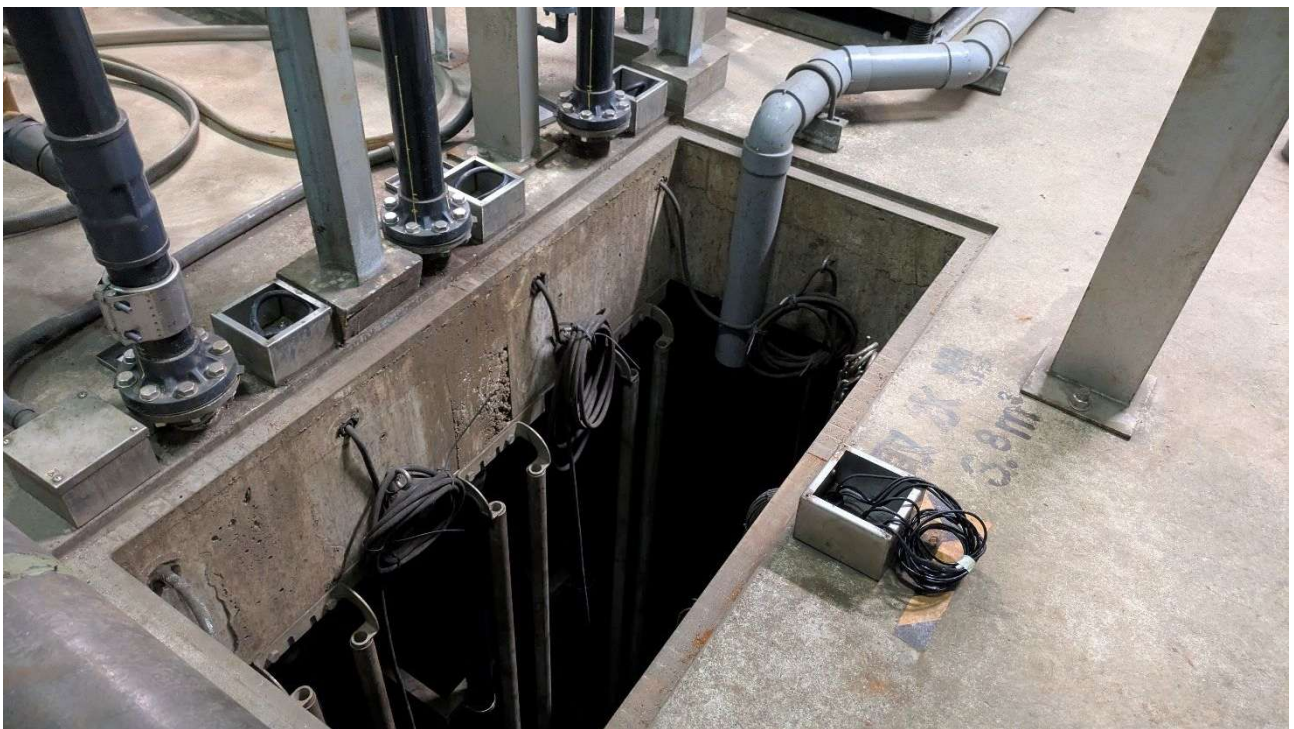
現場条件詳細



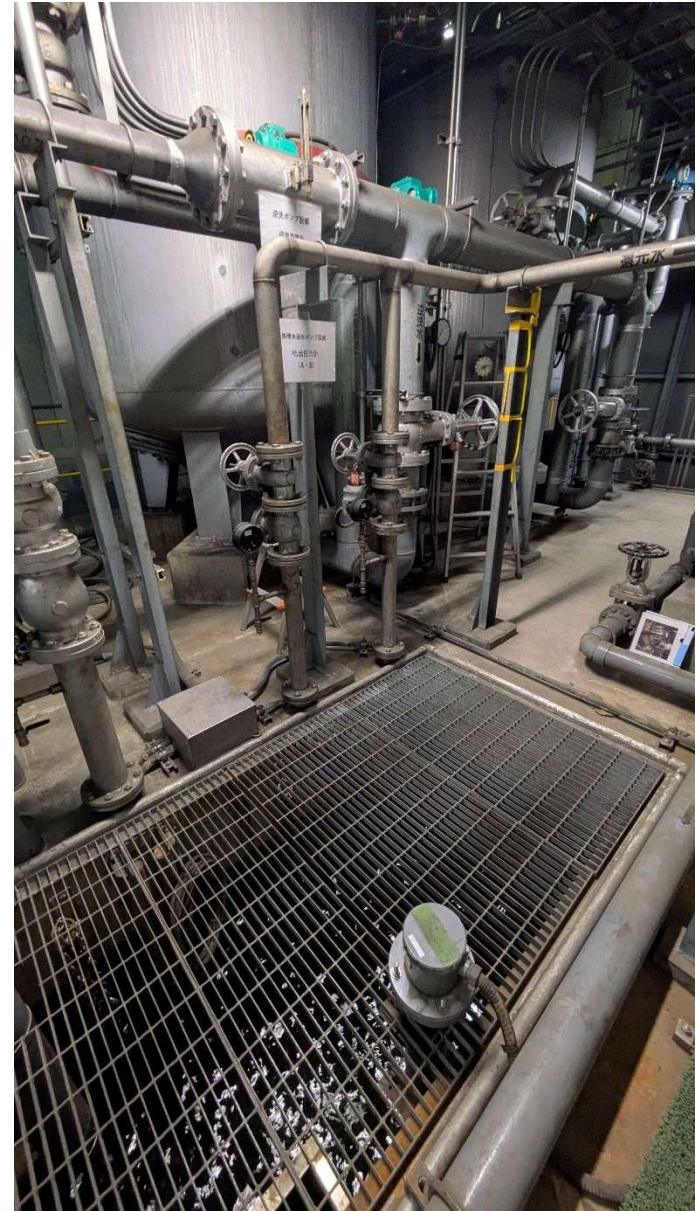
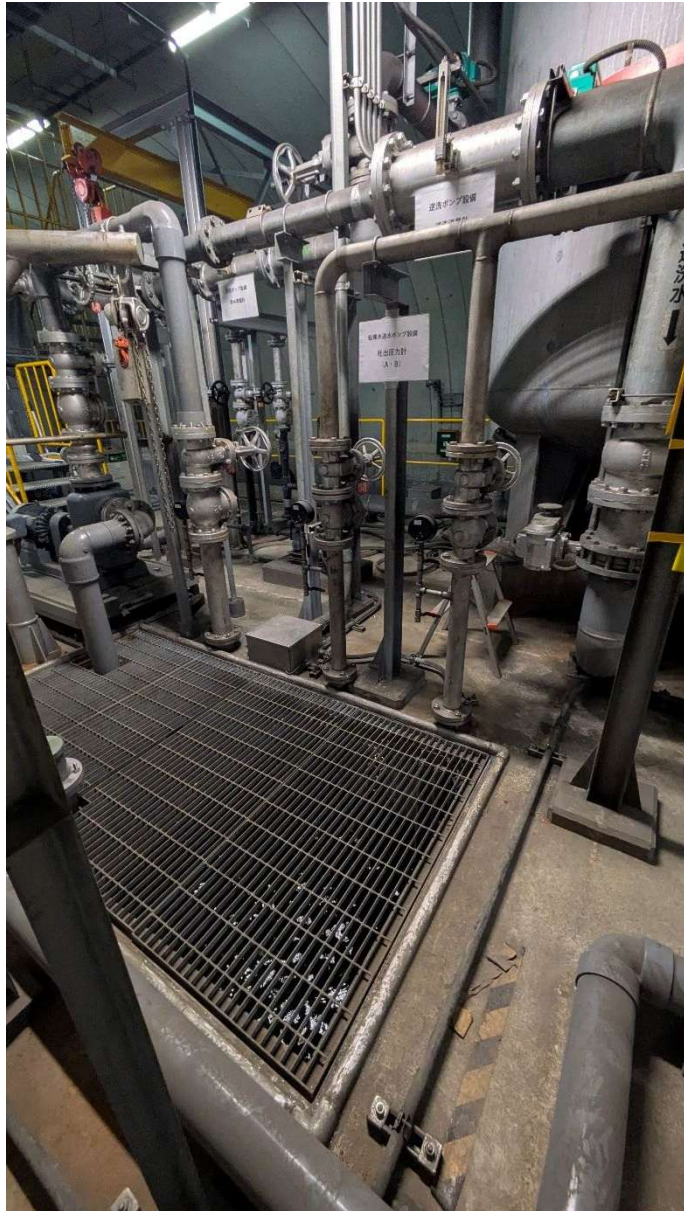


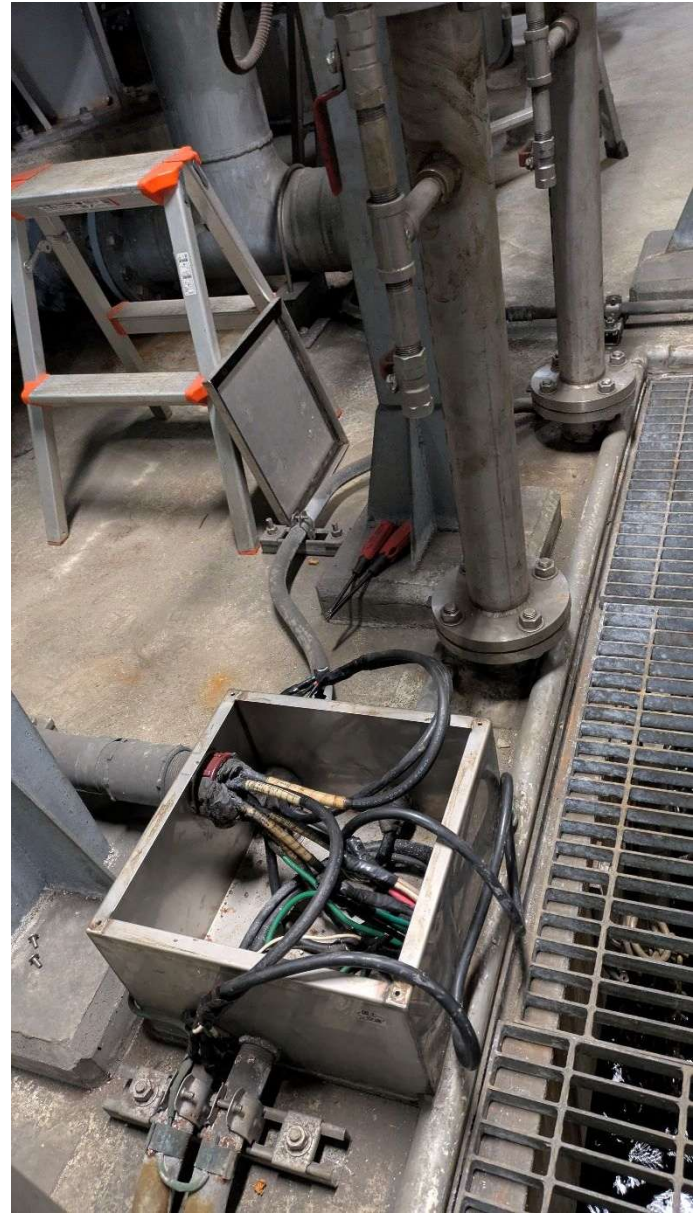
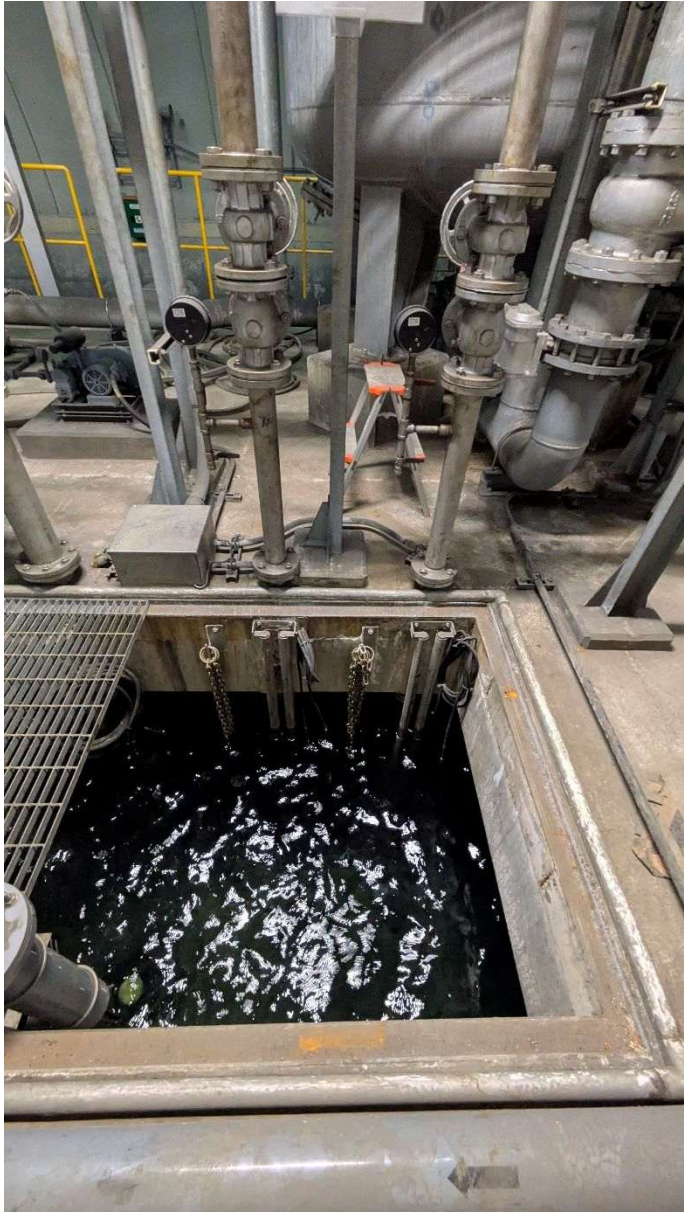
水中ポンプ①(原水ポンプ)現場写真

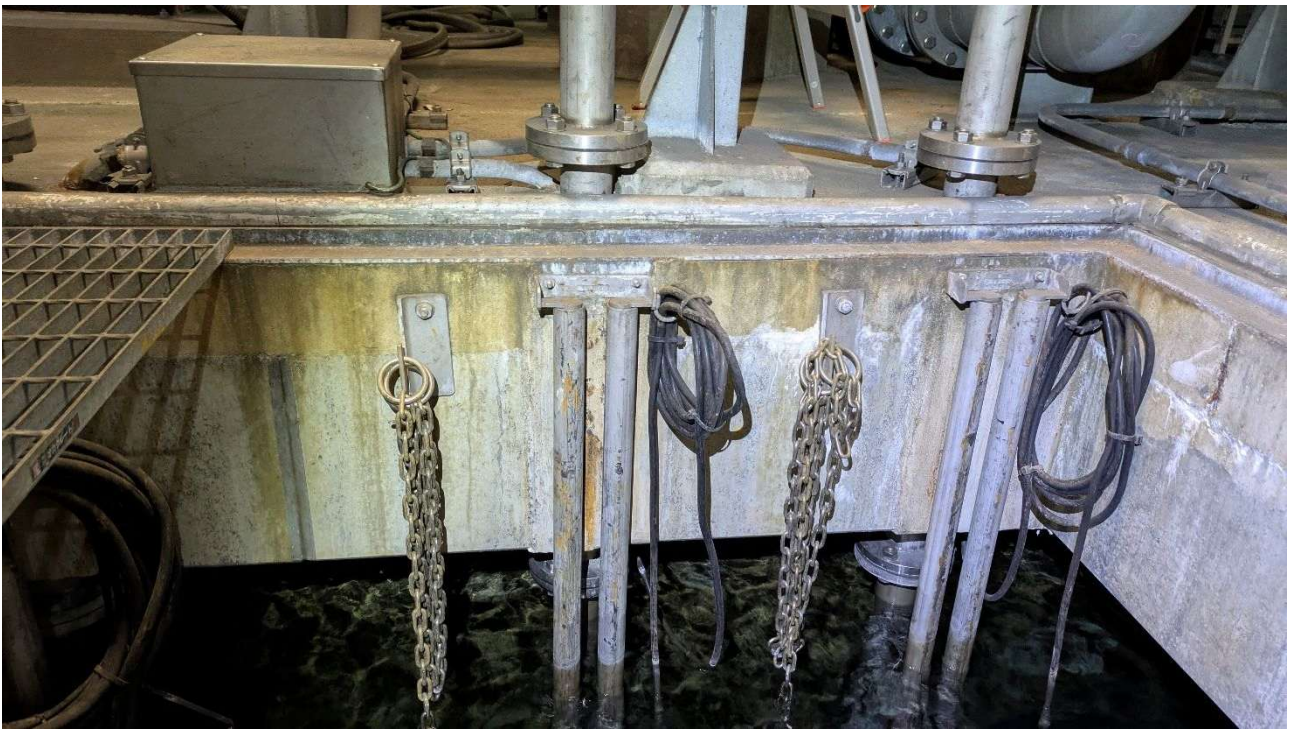




水中ポンプ②(処理水送水ポンプ)現場写真









稲荷山トンネル 位置図

